令和5年8月1日 告示第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第 2項の規定に基づき、長生村が推進する自主防災組織(以下「組織」とい う。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設立)

- 第2条 組織の代表者は、組織を設立しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、自主防災組織設立届(別記第1号様式)を村長に提出しなければならない。
 - (1) 組織規約
 - (2) 組織構成図
 - (3) 防災計画書

(変更)

- 第3条 組織の代表者は、前条の規定により届け出た事項を変更する必要が生じたときは、速やかに自主防災組織変更届(別記第2号様式)に変更しようとする事項を記入した書類を添付して、村長に提出しなければならない。 (廃止)
- 第4条 組織の代表者は、組織を廃止しようとするときは、速やかに自主防災 組織廃止届(別記第3号様式)を村長に提出しなければならない。 (補則)
- 第5条 この要綱に定めるもののほか、組織の設置に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、公示の日から施行する。